

# 平成16年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会

## 1 開会

### 事務局

ただいまから平成16年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。  
なお、本日の出欠でございますが、鈴木委員と小澤委員につきましては欠席という連絡をいただいております。

では、開会に当たりまして、山田会長からごあいさつをいただきます。

### 山田会長

夜分お集まりいただきましてありがとうございます。時間も遅いことでありますので、なるべく速やかに議論を進めてまいりたいと思います。今日のテーマはここにありますように、指定管理者制度の導入ということですが、前回突如としてこの話題が出てまいりまして、皆様の中から2つ疑義が出てきました。一つは、指定管理者制度で、促進計画の趣旨がプラザにおいてまっとうできるのかどうかという不安があるということが一点目だったと思います。そして、もう一つは、至る経緯が充分説明されないまま管理者制度でいいのかどうかという議論だったと思います。そのへんを今日は充分説明いただき、また、議論の上、方向性を決めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。簡単ではありますませんが、開会に当たってのあいさつに代えさせていただきます。

### 事務局

それでは引き続き、山田会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

### 山田会長

それでは早速議事にいきたいと思っておりますが、本日、小島委員が初めて出席されておりますので、御本人から簡単に自己紹介をお願いします。

### 小島委員

弁護士の小島です。今回、この委員会に指名されまして、NPOという問題について非常に関心が最近高まっております。今回のNPOプラザにおける指定管理者制度についても強い関心を持っております。今後ともよろしく申し上げます。

### 山田会長

はい。ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。今日は、この次第にありますように、みやぎNPOプラザにおける指定管理者制度の導入についてであるわけですが、まず最初に、NPOと行政のパートナーシップ運営に係る評価、考察、それとみやぎNPOプラザの今後のあり方について事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

青山NPO活動促進室長

NPO室長でございます。本日は本当に遅い時間に御無理をいって日程を取っていただき恐縮です。前回、山田先生からも御指摘がありましたように、促進計画でここで議論すべき本来の政策全体でのプラザのあり方についての事務局の提案なり、これまでの経緯なり御説明なりが不十分だったことは大変反省しております。申し訳ございませんでした。今日は、事務局の考えなり経緯なりを整理しまして御説明させていただきます。それでもって御議論いただきたいと思っております。本当に今日は、こういう時間をお割きいただき、感謝しております。

説明の手順なんですけど、まず、これまでのプラザの開設以来、どう機能展開してきたか、パートナーシップ運営についてどう行ってきたかということについての評価の総括といったものについて御説明をさせていただきます。これは、実は先週22日に、プラザの運営協議会に県も入った形で検証してきましたので、その御説明が中心となります。その協議会では、9日のこちらの委員会で御指摘をいただいたことも踏まえて、機能などについても意見が出ましたので、その紹介もいたします。これらをプラザの方から御説明いたします。次に、それも踏まえて県としてプラザのあり方、運営の方法についても含めて提案を私の方から再度したいと思っております。では、よろしく申し上げます。

武田みやぎNPOプラザ館長

前回、櫻井委員からプラザの運営協議会について、どういった趣旨で、どういった方々がメンバーになっているのかという御質問がございましたので、資料12を御覧いただきたいと思っております。

この協議会は、プラザの運営に係る基本方針等について協議をしていただく会であり、また、NPOと行政のパートナーシップの実験場と位置付けられております。組織の構成ですが、学識経験者1名、NPO関係者6名、プラザ町内会代表者2名、プラザ運営受託NPO2名、それから県の職員で構成されております。3ページをお開きいただきたいと思っております。会長に大滝東北大学教授になっていただいて、その他、中村委員、丸山委員、そして促進委員でいらっしゃいます加藤委員もこの中に入っております。石巻から木村委員、気仙沼から今野委員、町内会関係では、町内会会長の佐々木さん、それから佐藤さん、そして、プラザの運営、情報の受託団体として、ゆるるの代表大久保さんが入っております。それから、チャレンジドネットワーク、清掃受託団体として松浦さん。こういう有識者の方々に常日頃御意見をいただいているところです。

次に、資料1の改訂版を御覧いただきたいと思っております。これも前回の会議で、プラザの考察・評価をしているのかという御質問がありまして、今回改めて提示をさせていただきました。NPOと行政のパートナーシップ運営に関する考察及び評価、この中の現状、県の考察につきましては、本年度の2月頃から4月上旬にかけて、私どもプラザの職員が作ってきたものです。それから、その隣に運営協議会の皆さん方の御意見がありますが、これは、4月から5月にかけて御意見をいただいたものです。それに加えて、運営協議会1回目2回目で御意見をいただいたものを盛り込んでおります。そして、今回、7月になりまして5段階評価を県職員5名、それから運営協議会10名のうち9名の方々に評価をし

ていただきました。その内容のポイントを御説明させていただきます。

一番最初の運営協議会ですが、これは、県職員は4.4と非常に高いのですが、委員の皆さんは3となっております。県職員としては、有識者の運営協議会のメンバーにいろいろ相談し、そして事業を行ってきていることから、非常にありがたいと思っております。そういう意味で非常に評価が高いということです。

次は、NPOプラザの町内会との関係ですが、最近やっと町内会と私どもが打合せができる状況になってまいりましたが、この3年数ヶ月を振り返ると評価が低いということになります。

それから、一番下の県職員を配置しております。昨年までは6名、本年度からは5名ということで、県職員が2.5、委員の方は3という評価です。県職員が低い理由としましては、仕事は精一杯やっているのですがなかなかNPOの方々に誠意が通じない。いろいろ御批判をいただく。そういう意味では、パートナーシップ運営あるいはパートナーシップに努めているのだけれども、県職員としての限界を感じてこの2.6という低い数値が入っているわけです。

次のページですが、みやぎNPOプラザの機能等に関する考察及び評価。これは事業評価に当たるものでございます。高度・専門サービス機能とみやぎNPO情報ネットの構築については、プラザの職員も委員の方も高い評価をしております。

3の情報研究ルーム、これは、十分な活用がなされていないということで、職員も委員も低い点数がついております。

それから、調査研究機能。職員は1.6、委員の方々は2.8とこれも厳しい評価ですが、2年間の実績を認めつつもやはり休眠状態ということで点数が低くなっております。

それから一番下の交流機能、特に交流サロンを活用しての交流がメインになるかと思えますが、プラザ職員も委員の方々も3という平均点数がついております。

2のNPO中間支援組織、地方振興事務所との連携。これが、県職員2.8、委員が2.7と非常に低い数値が入っておりますが、ここのところは今後強化しなければならないと考えているところです。

次のページ、4の県事業の実施の中で、4番のNPO・青少年協働促進事業。これは私どもにとりましては他県に先駆けて、また、他県にない事業展開をしているという自負もありまして、4.2という高い点数を付けておりますけれども、委員の方々は3.3と、私どもが思い描いているよりは厳しい評価をいただいたところもあります。全体として、プラザ県の職員が平均にして2.9、委員の方々が3.1ということで若干県の職員の方が低い点数をつけております。

次に、資料11を御覧いただきたいと思えます。みやぎNPOプラザの指定管理者の導入に関する意見一覧ですが、これは、運営協議会の第3回目が7月22日に開催され、それに併せて各委員の意見を先に聞いてはありましたが、改めて22日の運営協議会に併せて意見を御提出いただいたものをまとめております。

2ページ目の導入の時期のところですが、10名の方々の意見をまとめますと、指定管理者制度の導入に疑問というのが1名、平成18年4月又はそれ以降にしてくださいというのが3名、これは、一番の利用者であるNPO町内会の方々3名の意見です。町内会の方々はいろいろ心配をされて、指定管理者制度はまだ早いんじゃないのか、もう少し時間

をかけてということでした。そして、平成17年4月に早速導入したらいいのではというのが6名でして、10人のうち6名が速やかにという考え方をお持ちだということです。

7月22日の運営協議会では、このへんの内容を確認していますが、指定管理者導入の時期については促進委員会での合意を得た上でできるだけ早い段階で導入をしたらいいのではないかと、期日については平成17年4月からという御意見が大勢を占めております。そしてまた、その他に22日の運営協議会ではプラザの今後の方向性についても意見交換がありまして、運営形態としては現行の県職員を配置してのパートナーシップ運営は解消するけれども、今後ともNPOと行政とのパートナーシップの理念の基に、NPOに指定管理をして運営をする。そして、機能ですが、前回の促進委員会での意見を踏まえて、2つの柱について、先にNPO活動促進の基盤整備機能、2つ目にNPO活動の場の提供機能ということで、並べ替えをしております。基盤整備機能で特に話題になったのは、やはり調査・研究機能のところ、意見が二分されました。潔く削った方がいいのではないですかという意見がある一方、プラザ自身が調査研究をしないまでも、そういう研究をしたいというNPOが現れればそういったところを支援していくという態勢作りが必要ではないかと。県の予算化による学術的研究ではなくて、地域に還元できる、地域に根ざすNPO活動を支える調査研究機能をプラザはやっていくべきではないでしょうかといった意見が出ております。その他、場の提供機能のところでは、交流サロンの使い方、NPOインキュベーションルームに使うということで、交流サロンの半分の使い方を変えたらどうかという御意見もありました。一方、市民活動に関して誰でも自由に打合せのできる場は非常に大事だということで、交流事業が実施できる場としても今の交流サロンを残すべきだという意見などもありました。

それから、現在、運営協議会がありますが、これに変わるものとして、プラザのより良いサービスの向上を図るために運営全体を協議する場を設定したらどうかと、その時は利用者を中心に、県の職員はもちろん、プラザの機能にかかわる方々もメンバーに入ったらどうかといった意見交換がなされました。その辺の状況につきましては、資料の9にあります。

それから、資料10を御覧いただきたいと思います。指定管理者制度の導入に伴って民間非営利活動拠点施設条例等を見直すに当たり検討すべき主な事項。これも、運営協議会の前に委員の方々に御意見をいただいたものです。若干説明させていただきますと、業務として、現在の施設条例の機能が5点ほどありますが、これを指定管理者にお任せした方がいいのかどうか、プラザの機能として継続した方がいいのかといったところについて意見をいただきました。一つ目は、民間非営利活動に係る情報の収集及び提供。二つ目に、民間非営利活動に係る調査及び研究。調査及び研究の促進というようなことにしたらどうかという方向であったかと思えます。三点目が民間非営利活動を行うものに対する施設又は設備の提供。次のページですが、4点目が民間非営利活動を行うもの。県民、企業及び県相互の連携並びに交流の促進。五点目にその他。拠点施設の設置目的を達成するために知事が必要と認める業務。相談対応機能とか記載していますが、こういったものはやはり指定管理者にお任せした方がいいだろうという御意見が多ございました。

それから次のページですが、利用許可や維持管理、修繕についても、私どもとしては指定管理者にお任せしたいと思っておりますが、維持管理、修繕のところでは、指定管理者

にあまりリスクを負わせるようなことがないようにという御意見もいただいております。そのようなところにも配慮をしていかなければいけないなと考えております。

次の利用許可について、県の方からいろいろと説明をさせていただきましたが、利用料金の額ですが、県が基準額を定めてある一定の範囲において知事が承認した額を料金とする。あるいは、次の3の、利用料金はすべて指定管理者の収入にして、それを維持業務あるいは管理全体に係る経費に充てていくと。ただ、利用料金の指定管理の収入の仕方については、仙台市のサポートセンターは2つに分けているという御説明もありました。私どもは、指定管理者に全部お任せするという案がいいのかなと考えておりますが、そのへんも今後検討していかなければならないところと考えております。

それから、応募資格ですが、NPO法人その他市民活動団体ということで、私どもの案として提示させていただいております。そもそも指定管理者制度は、株式会社も対象にして幅を広げているわけですが、これを絞る場合は合理的な理由が必要となってきます。

ただ、プラザの性格からいいますと、やはりNPOに指定管理をお任せした方がいいのではないかと考えております。委員の方々からは、NPO法人に限定すべきだという意見もありました。一方で、応募資格をNPO法人に限定するのではなく、入り口は広くしておいて審査段階で考慮するという方法もあるのではないですかという御意見も多うございました。これらについてはもう少し検討をしていかなければならないものです。

それから、最後のページですが、その他の運営協議会等の設置。これも先ほど御説明しましたように、いろいろな意見がありました。運営協議会でこういった議論がありましたことを御報告させていただきます。以上です。

#### 青山NPO活動促進室長

引き続き御説明させていただきます。資料5を御覧ください。これは、事前に送っておりませんので、今日初めて提示しますので御説明させていただきます。

今のような運営協議会なり、これまでの評価もふまえて、県としてプラザを今後どう構築すべきかということについて案を御提示して御説明したいと思っております。1の趣旨にありますとおり、プラザは県民の行う社会公益活動を総合的に促進する拠点ですので、それが一層効果を発揮するためにはどういう機能が必要かということです。当然、この促進委員会での御議論は、最終的には今後の基本計画に落とし込むこととなりますので、まずは機能、あるべき役割から整理させていただきました。機能につきましては、前回の御議論でも場の提供というよりは全県的な中核機能拠点としての役割を重視する観点から、全県的なNPO活動の基盤整備が重要ではないかという御議論がありましたので、基盤整備の方を先に掲げております。2(1)の基盤整備機能に入っていきますが、基本的にはこれまでプラザが掲げていた機能を踏襲するんですが、まず初めに一番目の情報提供機能につきましては、従来どおり情報ネットの運用や情報誌の発行等を通し、情報を幅広く発信するというのを引き続き強力にやっていくことが重要と認識しております。2番の相談コーディネート機能ですが、やはりNPOの運営についての悩みが多く寄せられていると聞いておりますし、そのサポートは重要と考えておりますので、組織運営についての相談や場合によっては講座の実施というものは引き続き強力に進めていくことが必要と考えております。

でコーディネート機能と書きましたとおり、基盤整備、中核拠点ということを考えますと、いろんな主体間のコーディネートは必要と考えていまして、ボランティアを希望する人、これから行おうとする人とNPOとのコーディネート、NPOからのコーディネートというものも相談と一体となった機能として考えていってもいいかと思っております。

地域連携機能ですが、ここは前回もいろいろ御意見があったと思います。全県的な拠点ということですので必要なんですが、場所が仙台にあって各圏域まで機能が行き渡るように発揮されていたかという点は、正直言って反省はあります。ただ、正に全県的な拠点として必要なところということは、運営協議会でも促進委員会でも見解は一致するところと思っておりますし、県としても重要と考えておりますので、やっていきたいと思っておりますが、地域連携をする場合には各圏域の中間支援センターとの連携が核になると思います。そうした場合、各支援センターは自主的に活動している部分もありますので、その自主性を踏まえつつ、情報提供とか行政機関等との連絡といったゆるやかな連携が望ましいのではないかと考えております。

の二つ目のぼつにありますが、これは我々の提案なんですけど、今年度からマネジメント・サポート事業の一つとして、中間支援センター・エンパワーメント事業という中間支援センターの職員向けの研修事業をやっております。これは正に中間支援センターと連携を取りながらやっていく事業ですし、中間支援センターのパワーアップとなりますので、これこそプラザにこういう機能を位置付けてもいいのではないかと考えているところです。

次に、の調査研究機能ですが、先程来御説明しましたように、促進委員会でも運営協議会でもいろいろな御意見をいただきました。確かに、一時はこれまでのプラザの運営の中では、学会の解散等によりうまくいかないのではないかとという否定的な意見もありましたが、やはり全県的な拠点として、県がこういうことを発揮すべきというところは我々も思うところでした。22日の運営協議会でも先ほどの紹介でもありましたとおり議論がいろいろありました。意見が分かれたのですが、いずれにしても最終的には何らかの関係機能は掲げるべきではないかという意見で集約されたと捉えております。ただ、そうしたときにどのように機能を展開するかということについてはまだまだ県も悩む部分がございます。御意見をいただきたいということで案を複数案出しながらここに提示しております。まず、調査研究を掲げるにしても、手法や内容をある程度念頭に置かないとなかなか業務に落とし込めないものですから、方向性にありますとおり、手法としては案の1にありますとおり、NPOに関する調査研究はNPO自身が担うべきという考えのもとに、必要があれば県が予算措置をしてNPO等に委託し促進すると。プラザは場所の提供、研修成果の公表等サポート的な立場に回るという考えです。こういう意見も運営協議会で一つの意見としてありました。ただ、別の考えが案の2で、そうはいいつつもプラザ自身が研究会的組織を設置し、事務局となって常時やっていくという考えも出されましたし、こういう手法もあるのかなということをごさいまして、このへんは引き続き悩んでいきたいなと思っております。テーマにありますとおり、平行して、調査研究の内容も少し念頭に置いていかなければならないということですが、ここは一つの例示として我々が考えたもので、例えば、NPOの評価システムのあり方をこの研究促進機能の中のテーマとして考えていってもいいのかなというのを提示させていただいております。これについても御議

論いただければと思います。そのような形で、案1のように必要であれば県が予算をとってやればよいということもあり、ここは手法がいろいろあるかと思っています。例えば、外部NPO委託でもいいですし、この促進委員会に部会とかを設けるという手法も一案としてはあるのではないかと考えております。

次ページの機能の柱の二つ目、場の提供機能ですが、これは基本的には現行展開している機能を引き続きやっていくべきではないかと思っております。1の共同利用機能、会議室等の活動場所の提供、が交流機能、これは、運営協議会でも事務ブースとの場所のかねあいもありまして、今ほどの広さがあるかという議論もありましたが、何らかのイベントをするなり打ち合わせするなりのスペース、広く活動を知らしめたり、気軽に使えるというスペースは必要と考えます。三番目のふれあい機能ですが、レストラン等の場の提供も引き続き必要と思っております。4番が事務スペースということで、事務所の確保に悩んでいるNPOに対し期限付きで貸借するということは引き続き重要と考えております。機能については以上でございますが、そういう機能をちゃんと展開しなければいけないという前提で運営方法を提案させていただきます。

(1)の運営主体ですが、これまでプラザは県の地方機関として県職員5人が常駐するとともに、窓口業務や相談講座等を含めた管理・運營業務、情報サイトの運營業務、清掃業務の3つについてはNPOに委託して運営してきました。こういう、県とNPOが両方で運営するという方式をパートナーシップ運営の一手法としてとっていたわけです。今後につきましては、先ほどもいろいろと評価はあるのですが、これまでNPOにある程度委託した実績も出てきております。一方で、県の方でも、県職員がやるには限界があるという思いがあり、あと、事前にお配りした資料にもありましたが、例えば、せんだい・みやぎNPOセンターさんの御意見の中にも、体制が本庁とプラザの二重体制になっていて分かりにくいのではないかという意見も一部にいただいております。そういうことも踏まえ、一方で、指定管理者制度の積極導入が法律で決まり、県もその方向で進んでいます。そういう方向を踏まえると、能力を有するNPOなりに、先ほどの機能を県に代わって行っていただくことは可能であるし、むしろ望ましいのではないかと県では考えておりまして、そのようなことで指定管理者制度に則り選考された一団体が県に代わって全面的に管理運営を行う方式に移行してはどうかと提案させていただきます。指定管理者制度につきましては、前回もちょっと説明しましたが、自治法の改正でこれまでの公社等以外にも可能となったということで拡大され、18年9月までに導入しなければいけないのですが、宮城県では、制度自体の導入は6月議会に共通の事項を定める通則的な条例がとおりまして、導入する準備はできております。資料6に条例がありますので御参照いただければと思います。あとは、この施設をどうしていくかという話になっております。あと、前回の質問にもありました自治体の動向ですが、仙台市さんが仙台市市民活動サポートセンターというNPO支援施設をこの4月から指定管理に導入しております。また、NPO支援施設ではないのですが、同じ仙台市さんがのびすく仙台という子育て支援施設を今年1月のオープン時から指定管理者制度としてNPO法人に運営を委ねているという事例があります。本県は、通則条例が通ったばかりですので、これから各施設が整備していくという状況になっております。そういう形で移行してはどうかと思っておりますが、その場合、運営につきましては運営団体以外のNPOも含めて地域のNPOや学識経験者等が不断に協議する仕組

みが必要とっております。これまでそうしてきましたが、これは維持する必要があるかなと思ひまして、(2)に運営協議会の設置を書かせていただいております。これにつきましては、プラザの新しい運営団体が事務局となって運営していただくのですが、確かに運営協議会等でも促進委員会との関係の不明確さなどから従来どおりの設置を疑問視する意見もありました。しかし、当然そこは明確にした上で運営について広く意見を言う仕組みというものが必要というのが県の考えでございます。

次に、(3)県の関与・役割です。指定管理者制度の話について、先ほど詳しく説明はしなかったのですが、先ほどの資料6などを見ていただくとお分りのとおり、受託団体の選定は県が公募し、公募した後は選考委員会を設けて公正に選考します。実は、選考した後は、委ねる団体については県議会の議決が必要となります。なおかつ、運営団体との関係につきましては、条例にありますとおり協定を結び、事業報告を毎年度いただくという形で、常に県が関与する形をとり、常に、県の一定の決まった枠組みの中で運営していただくという仕組みが維持されるということを説明させていただきます。条例につきましては、通則の条例もありますし、各個別の条例、各施設ごとの関係する条例をつくり、関係規則や募集要綱という形でさらに内部が決まっていく形をとります。

2ページの(4)なのですが、開館時間、休館時間について御説明させていただきます。実は、これは条例事項になる可能性もあるものですからあげたのですが、開館時間は現行は9時30分から21時30分なのですが、これは基本的にこういう形でいいかなと思っておりますが、休館日は施設管理の効率性を考え、今、公文書館と同じ建物に入っていますので、そこ共通の月曜日にしてはどうかというのが提案でございます。現行は水曜日なのですが、そこが変わり、月曜日ということで建物全体の閉館という形になることを提案させていただきます。

資料の3ページにいきまして、県事業はどうなるのかということを書かせていただきました。指定管理者制度の導入により、県職員は当然、本庁に引き上げられるということになります。ただ、そうした場合に現行のプラザでは、プラザの職員によってNPO法人の設立認証相談を受けております。本庁と一緒にやっており、ここをどうするかという問題になるのですが、県職員は引き上げられてもサービスの観点というところもこちらとしては気になるところで、例えば、平日は本庁がやり、本庁がやっていない土曜日に、本庁から職員がプラザに行きまして相談に当たることについては考えてもいいかなと思っております。

(2)法人認証以外の事業につきましては、今、マネージメントサポート事業などをやっておりますが、当然本庁に移管されます。本庁に一本化されて、すべての施策をこの促進委員会の御審議もいただきながら執行する形になります。ただ、一つ、こめ印にも書きましたとおり、指定管理者制度の導入自体が経費削減という目的もありますし、県財政の状況もありますので、一本化する場合に財政・人的な限界があり、場合によっては県事業のスクラップアンドビルドというものも考えていかなければならないということが現実としてあります。

以上が在り方についての御提案です。県としてはこう考えておりますが、先にちょっと御議論いただいた上での話なのですが、まとめて御説明させていただきますと、スケジュールについては、本日の御議論次第ですが、提案が得られれば運営協議会の意見も踏まえ

て一番早い17年4月の方向で作業をしたいと思っております。運営協議会も現場の集まりということで議論いただいた経緯もありますので、その御議論もある程度くみ取りいただきながら御議論いただければ幸いと思っております。仮に、そういう時期になった場合のスケジュールは資料7に提示しました。ただ、こちらも予算がどういう形でつけられるのかという調整をしているところで、スケジュールも流動的です。スケジュールにありますとおり、プラザの個別条例も作らなければならないのですが、資料8にそのイメージを提示しました。実は、プラザについては直営ではありますが、資料8の2枚目以降にありますとおり、現行も機能等を掲げる条例があります。この条例の内容をかなり踏まえられんと思っております、この内容を残しながら、例えば使用許可をする主体が知事から指定管理者になったりという変更もありますし、所要の改正を加えていき、指定管理者制度に則した条例に直していくという作業になるかと思っております。こちらも詰めているところでございますので、参考に御提示した次第でございますので御覧いただければと思っております。以上です。

山田会長

ありがとうございました。プラザに関わる評価等の資料の御説明と、今後のプラザの運営の方向について報告と御提案があったと思っておりますが、まず最初に、この資料について御質問御意見があったらお出しいただきたいと思っております。それが終わった後で、プラザの運営をどうするかを御議論いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。御質問はよろしいですか。

それでは、今日の議題はプラザの運営をどうするかというところにありますので、指定管理者制度に基づいて運営するという方向でよろしいのかどうか、その際には何か条件があるのかも含めて、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

櫻井委員

限られた時間なのでどこから議論すればいいのかというところはあるのですが、ここは政策形成の場ですので、これまでのパートナーシップ運営という在り方を見直して、指定管理者制度に移行するという制度改変をやるということですので、これからどういう方向に向かうかということの前に、今までのパートナーシップ運営がどうかという評価をして、だから指定管理者制度に移行するんだということだけはこの委員会の中ではっきり提示したおく必要があると思っております。前回の委員会で、私、プラザのことをほとんど知らないものですからいろいろお聞きしたのですが、運営に関わっている加藤委員さん、大久保委員さんの御意見と、これは私の主観ですが、プラザの館長さん初め事務局の御意見にパートナーシップ運営という点については評価の点にかなり違いがあったと認識しています。今日の資料1の評価の部分で見ても、1ページのパートナーシップ運営の部分に関して、例えば13年度に受託しているシニアネットせんだいの評価のところでは、パートナーシップ運営を謳っているにもかかわらず県自体の発想が行政運営の域を出ないためパートナーシップの実現の見通しがつかなかったというコメントとかがあります。そもそもパートナーシップ運営はどうだったのかということについてコメントをいただきたいんですね。一方で、資料11の運営協議会ですが、例えば、大滝委員の言葉を引用しますと、一

定のパートナーシップ運営の経験と成果を踏まえ、できるだけ早い段階で導入するというふうに理解すればいいのかわからないのですが、成果があったので次のステップとして指定管理者制度なんだということなのか、そのへんについて、再度同じようなことになるかもしれないのですが、加藤さん、大久保委員さん初め運営側と当局とでひと言づつコメントをいただくと嬉しいのですが。

山田会長

今までのパートナーシップ運営の評価の延長上にこの指定管理者制度がどう位置付けられるのか、その当たりの経緯を少しそれぞれ関係の方からお話いただくとありがたいということですが、いかがですか。

武田みやぎNPOプラザ館長

NPOと行政のパートナーシップ運営の捉え方が、当初から県職員とNPOの皆さんとの認識の違いがあったのではないのかなと思っております。特に、私はこの2年間、FMじょんぱライフネットワーク、それから、数ヶ月、杜の伝言板ゆるるとお付き合いをして、パートナーシップに対する認識の違いを感じております。私どもは、パートナーシップというものはまずNPOと行政とが友好的な協力関係にあり、その目的は市民社会の構築に向けてという大前提がありますが、その市民社会の構築に向けてNPOと行政が友好的な協力関係、あるいは同じ方向で手を結んでいく。そして、そこから具体の事業、協働に取り組むという考え方を持っております。ただ、そのこのところ、やはりNPOの方々は行政にはものを言うんだという視点で意見を直接いただくことが多く、そのたびに、我々県職員は戸惑ったということがあり、そういう意味で、職員から見て運營業務委託については点数が厳しく、3点に至らなかったと考えております。それから、この1枚目の評価、職員が3.1ということで、いずれも普通という点数になっていますが、この点数を見て民間委託の方向へ、あるいは指定管理者制度を導入すべきだということにはならないと考えております。要因としては、新たな指定管理者制度ができました。あるいは、プラザの機能を高めるためにサービス向上を図るためにNPOの方々に任せられた方が良いのではと。そういうところでの判断が必要になってくると私は考えています。

山田会長

はい。他にどうですか。プラザの委員も兼ねられている方。

加藤委員

記録のこともあるし、ちゃんとしゃべっておきたいと思いますが、武田さんのおっしゃることもごもっともと思いますが、緊張感のある関係の中で共通の課題解決のために手を組むというのが基本的な話だと私は思ってます。友好的でなかったとNPOの人達は言われていますが、私はその現場にいないのでわからないのですが、そのへんは解釈の相違もあると思います。問題は、そういうことで評価が高いか低いかということではなくて、機能としても一元化された、誰が権限を持っているのか、情報を統括しているのか、集まった情報についてどこが掌握をするのかといった一番簡単なことです。そういうことが非常

にパートナーシップ運営、今おっしゃったのはパートナーシップっていう一般論なんです。申し訳ないですが。そこで問題があった、あるいは、ちょっとこうだというお話しなんです。私はパートナーシップ運営、現場の管理・運営のマネージメント上で問題があったというのは事実だと思う。それは、皆さんが努力しなかったとか県職員が悪いと申し上げるつもりではなくて、一緒に担ったNPOの側にも応分の責任があると思う。残念ながら、途中で団体が2つほど変わられてますねその一つ一つで、何が本当に問題だったのかということを検証しないまま何となく次に移ってくることを2度ほどやられた。だから、そこで本当に問題だったのは何かということが分からない。そこにいる当事者しか分からないことについては、外側の僕らはどうにもならない。僕も運営委員ではあったけど、やっぱりそこは分からない。もちろん、言いにくいことや言いたくないことはありますけれども、具体的な経営上あるいは組織運営上の問題として、きちんと問題はこうなんではないですか、組織の限界はこうでしたとはっきり出していただいてこそ、実は次のステップにいけるのではないかと思います。残念ながら、2年ほどやられたシニアさんも終わりの頃になってそういう議論がちらほらとメーリングリストで流れるという状況で、ちゃんとオープンな場でやってくださいよという話だと思うし、そういう関係が良くなかったと。それは、外から見ていても非常に使いづらい施設だったということが現実だと思います。私はそれを超えて、指定管理者制度なんかどうでもよくて、途中から委託を一本化して、まとめて、どこかがきちんと責任を取る体制のところ委託をし、県はそれなりの関わり方をし、その運営と方針について共同運営なり意見の交換をするのはあたりまえのことですから、そういうふうに変われば良いと思って、後から指定管理者の話が出てきたと私は思っています。

#### 大久保委員

ほんの数ヶ月ですが当事者なので、当事者で分かる部分をお話しさせていただきます。私も基本的には、全面委託ということがあっての指定管理者だと捉えております。数ヶ月ではありますが、一番現場に近いところにいた団体でもあります。一番最初、プラザが始まった2年間というのは、先ほど館長がおっしゃった友好的な関係というものは、シニアと県職員との間では保たれていたと私は見ているのですが、まあ関わった人によって違った見方をするかも知れませんが、傍目から見るとそういった友好的な関係があったように思うんですが、運営のところでは果たしてお互いが実際のNPO支援施策に関わっていくときにそれぞれの持ち味を出して対等に話し合っ、何が一番県民にとって有効かという話し合いをちゃんと議論を踏まえて行われたかどうかは疑問に思います。先ほど加藤さんもおっしゃいましたけど、最後の頃にやっと運営協議会の場に出された。それは、その前までは当事者たちの中で話し合われていたという現実が後で分かったということがあります。FMじょんばさんについてはあまり見えてこなかったので私は何とも言えませんが、私どものこの数ヶ月に関しては、私たちもそれなりに主張してきたつもりですが、行政に対し必ずものを申すという意味で言ってきたわけではなく、何がNPOにとって有効かという視点で提案してきたつもりですし、そういった関係がそれぞれ対等に出されて、より良い方向に向かっていくのがパートナーシップ運営かなととらえてきておりました。でも、なかなかまだうまくいかないという現実もある。それは、双方にということになるのだと

と思いますが、基本的なとらえ方としてはそうしてきております。なにしろ、行政のいたしかたない制度として、転勤があるということで、せっかく培われたいろんな蓄積が転勤することによってゼロに戻ってしまうという現実があるのはいたしかたないと思っています。

山田会長

ありがとうございました。今のお話し、うまく整理できないかも知れませんが、パートナーシップ本来の有り様そのものも大事なことです。それは別として、パートナーシップ運営と称するあの運営のあり方がどうも一つのシステムとしてうまく機能していなかったのではないかということだったような気がするわけです。そういった中で、もう少しきちんと動く方法を探るべきではないかと、それが指定管理者制度がいいのかどうかということがあるわけですが、そういった問題の中で指定管理者制度が出てきたという状況というのがだいぶ見えてきた気がするのですが、いかがいたしましょうか。

木村委員

パートナーシップ運営という言葉が、非常に理想的だと私はいつも思っていました。石巻市も、石巻NPOセンターが石巻から委託を受けて官設民営型なんです。非常に行政とは友好関係を保ちながらやらせていただいています。そういうところで、逆に資料1を見ながらこういう現状があったんだと再認識したんですが、ちょっと感覚の違いというか、行政側の歩み寄る姿勢と、NPO側で、いやいや、私たちは市民の代表として意見を申し上げなければみたいな、少しだけ正義感が走る部分との相違はあるのかなと感じます。一番いいのは、パートナーシップですとやっていただければいいのですが、先ほどの事務局からの説明にもあったように、現実的に指定管理者制度に行こうとする方向というのはよく分かります。事情も意味もよく分かります。問題は、指定管理者になれるNPOがどれくらい存在するかと。前回も私は何度も意見させていただいたんですけども、我々石巻NPOセンターもそれで今一番悩んでいるんです。理事がどれくらいのマネジメントスキルを持っていても、理事も現実的にそれぞれの業務を持っています。勤務時間中はしっかりその業務を担っていただくのですが、そのへんの教育の仕方、指導の仕方、それは我々の中にも責任が、もちろん指定管理となったNPOなり団体がそのへんをスキルアップさせていくような方法を考えなければいけないと思うのですが、現実的に、運営主体となったとき、例えば、箱ものなので何か突然不測の事態が起きることもあるし、その場合の、その場その場の対応がきちんと有給職員の中でできるのか。若しくは、ある程度の有識で、なおかつ判断力、経営力の伴う方が館長若しくはそれに近いマネージャーとしての役割を担えるような給与体系ができるのか、それくらいの予算が取れるのかということもあると思うんです。現実、石巻はそれができないんです。予算が毎年毎年削られて、今年はずっと削られました。そういった部分で、市がNPOに委託するので予算は少なくてもいいと。そういう行政の予算措置、財政のスリム化のためにというのは、もちろん大事なことなんです。要所要所には使っていただきたい。後で申しますが、それなりの経営能力があるNPOがあるのであれば指定管理者制度は十分にできると思います。以上です。

山田会長

これまでのいろんな問題は明らかになってきたと。で、それへの対応として、適切な方が指定管理者としてやられるならば考えられるのではないかと思います。他にいかがでしょうか

小島委員

地方自治法の改正でさんざん議論されたことなんですが、指定管理者というのは民間企業の参入も可能となるわけで、最近、官から民へということで様々な行政サービスが民間の参入を許す形になっているということについて、私自身としては非常に危機感を感じています。このままどんどん進めていって、最低限の公的サービスが本当にあまねく行き渡るのだろうか。特に、なぜ私が心配をするかということ、どうしても財政削減が目的となっていることです。つまり、民間に委託することによって財政的にも負担が軽くなる。また、それだけではなくて、責任の所在の問題なんですね。公共的なサービスを提供する場合の責任の問題。責任の所在が不明確になりますよね。このNPOセンターのプラザの運営規則を見ても、例えば知事が許可をすとか、いろんな形で県とNPOの協働ということにはなっていますが、基本的には県がきちんと参入して、職員も出して、最終的には責任を負いますということをやってきたと思うんですが、これが指定委託制度になって、民間委託制度になって、もしかしたら民間企業もOKとなると、そういう責任の所在はどうなるのかなと思うのです。それで、民間委託が問題になっているところで様々な社団法人や財団法人がいろんな行政サービスの委託を受けていますよね。その中で、絶対ここは何かしなければいけないというところと、言葉が悪いんですが、NPOに全部お願いして丸投げしていいところがあると思うので、みやぎNPOプラザの位置付けというか、どれだけの公共サービスを担っているところなのかということが一番重要なのかなという気がします。それで、今、従来の評価の問題も出ていましたが、なんか非常に問題があったというお話しもあったんですが、NPOと県の協働という観点からではなくて公共性の確保という観点から重大な問題があったのかどうか、多分それはなかったのかなと伺っているのですが、そのへんのところで民間委託することで何が変わるのか、公共性とか責任の問題とかについて全く問題ないのか、かえって、むしろ民間委託したほうがNPOもやりやすいし県もやりやすいし、行政サービスを受ける方もそのほうがいいんだという話なのか、そのへんについて皆さんの意見を伺いたいと思います。

山田会長

県としてみやぎNPOプラザを運営して行くに当たって、指定管理者制度でそれがきちんと実現できるのかどうかと、そういう不安がないのかどうかというあたりだと思いますが、県はいかがでしょうか。

青山NPO活動促進室長

確かに、例えばこれまでと違うのは、プラザの運営といいますのは、建物・ハードの管理の部分とプラザで展開しているソフトの事業の実施という部門があると思います。あと、使用許可とか、行政処分的なものに関わる部分があって、今はソフトの部分はかなりNP

〇に委託して協働でやっています。まさにそういう中間支援なり，そういう機能を普段活動としてやっているNPOに委ねても全くふさわしいと思います。残るハードの管理とか使用許可をすることにつきましては，確かに県から団体に移ることになりますけれども，そこは指定管理者制度共通の話で，そこは仕組み上は条例や規則に必要なことは全部おさえ，最終的に協定という形で取り交わします。実は，制度上問題があれば指定を取り消すことも県はできるわけですね。そういうことで，当然みやぎNPOプラザも他の施設の例に漏れず，ハードの管理は共通ですので，そこを全く民間に任せられないということではないと思います。ソフトにつきましては，むしろ，これまでNPOに委ねている部分もありますし，むしろNPOの活力を活かした事業展開は今後の在り方としては望ましいのではないかというのが我々の考えです。

#### 渡邊環境生活部次長

小島委員の今の御質問に関しては，非常に根元的な御質問だと思いますので，考えを述べさせていただきます。公共の担い手は誰かと，公益を誰が提供していくかということに関しては，決して官だけではなくてNPOも含めて民もできるという方向に社会は向いていると認識しております。その一環として，公的介護保険制度もありましたし，今回の指定管理者制度の導入があるのだと思っております。で，力量のあるNPOがあるのかどうか。私はあると見ております。白石でも，石巻でも，古川でも，しっかり担ってきた，もちろん仙台のサポートセンターも含めて，県内でも委託を受けてきちんと運営をしてきたNPOがありますし，プラザのシニア，じょんぱ，そしてゆるる，チャレンジド。この間，試行錯誤はございましたけれども，そのNPOの方たちと職員のパートナーシップがあって，この間のプラザの機能が，不十分だったかも知れないけれども機能してきたと私は評価しております。で，いくつかの反省はございましたけれども，確かにパートナーシップ運営という在り方がどこに責任の所在があるのか一元化されていないという欠陥に関しては，やはり整理が必要というのが今の大きな課題なんだろうと思いますし，組織原理の違う行政・公務員と，自治を旨とするNPOの人達がある意味でぎくしゃくする部分があったというのは，今後つき合い方についてはそれぞれ訓練を要するのかなという見方を私はしております。以上です。

#### 山田会長

はい。確かにシステムの合理化，一元化によってより適切なシステムで運営すべきだという話もあると思うんですが，もう一つ，NPOの支援・促進に関わるノウハウは，私自身もNPOの方が持っていると思うんです。ただ，それを支える経済的な基盤を県が十分用意しなかった側面が私はあると思うんですね。やはり，ぎくしゃくした部分というのはその部分がかかなり占めているのではないかと思うんですが。そうすると，そのへんの経営的な側面もNPOを何とかしろということで管理者指定制度に移行するのか，それともやはりそういうところは県は責任を果たしながら実現していくのか。そこらへんが提示されないと皆さんの不安が消えないと思うのですが，いかがでしょうか。

#### 青山NPO活動促進室長

まず、当然、NPOに委託するから、NPOだから安いというのは当然ないです。当然応分のコストというのは見なければいけないと思っております。確かに、今、一部直営というのがありますから、直営と比べるとどうかというと、どうしても違ってきますけれども、他の指定管理の例とか完全委託をしている例を踏まえて必要な費用というものは計上しなければいけない。こちらはこれから予算要求する話になるんですけども、当然その努力は最大限、担当としてするつもりです。初めから経費を低く見積もってやろうというのは毛頭ございません。

山田会長

という姿勢だということですね。他に御意見いかがでしょうか。先ほどの話を含めてもう少し御意見をいただいてから最終的な結論を出していただきたいと思いますが。はい。お願いします。

稲葉委員

御提案の中に、指定管理者制度をこの後担っていくのはやはりNPO団体であるべきではないか、NPO法人であるべきではないかという御提案がありましたけれども、以前に別な機会でNPOの評価シートのお話をさせていただいたときに、なぜこの仕事をNPOが受けるのか、NPOでなくてはならない理由は何なのか、NPOだからできるのか、NPOでなくてもできるのか、逆にNPOではない方ができるのか、そういったところをもう少し明確にしたほうがいいのではないかという話を差し上げたことがあったんですが、今回、NPOがすべきではないかという御提案をなさった大本の理由ですとか、他の一般の法人ではなくて、逆に一般の法人だとダメなんじゃないかという具体的なお話しがあればお聞かせいただきたいのですか。

山田会長

はい。お願いしてよろしいですか。NPOでなければならぬかどうかについて。

武田みやぎNPOプラザ館長

プラザは、中間支援施設と言われます。それは、NPOの方々を支援する場所なり機能を持ったところと位置付けられておりまして、NPOの方々はどういったことで苦しんでいるのか、悩まれているのかというところをきちんと把握して、何がバックアップできるのか、あるいはどんなことを一緒に仕事をやっていったらいいのかと、そこを十分認識したものが運営すべきだと認識しておりまして、私ども県職員が張り付いて、そういう訓練がなされていない者が行ってるわけですが、一番最初に勉強するのはその点です。なかなか理解が十分でないところもあって、反省点としては、そういうNPOの方々を支えることはできなかったのかなという思いが今現在もあります。そういったことを考えると、NPOの方々苦しんでいる、あるいは悩んでいることを十分理解したNPOの方が運営を担うのが好ましいのだと思います。そして、本年度、16年度の運営を考えたときに、15年度はNPOではありませんでしたが法人ではなかったと。やはり、法人でない。法人ならではの運営上の問題も抱えるわけですね。そういったことについての問い合わせも結

構ございまして、そういった問題を解決してくれる、あるいはアドバイスをしてくれる方に我々のそばにいて欲しいと思い、一つの条件としてNPO法人ということをつけ、新たに公募してゆるるさんがなられたと。もう一つは、やはり、NPO法人ですと、事業内容も公開するというごこともございました。そんなことで、少なくとも私たちはNPOの方々の苦しみを理解できて、何を望んでいるかというのを十分把握している方、団体、NPOにこの施設を運営していただけないかなという思いでございます。

#### 稲葉委員

半分は個人的感想になってしまうかもしれないのですが、NPOという立場でNPOを支援することはすごく難しいことだと思っています。NPOとして活動していると、NPOとして悩みを持つ側のNPOにはすぐなれるんですけども、悩みを持つNPOを支援する側のNPOの立場になれるかというとやはり期間的にもキャリア的にもかなり必要だと思います。そういうキャリアとか実力のあるNPOがどれだけいるのかなと。いらっしゃるとい話だったので、そういうところにこだわった方がいいんだろうかという疑問を今、持っています。

先ほど、NPOのことをよく分かっているということをおっしゃってましたが、NPOのことをよく理解しようとしていらっしゃる、例えば、弁護士さんとか税理士さんとか、会計面ではいろいろバックアップしていらっしゃる方もいらっしゃいますし、本当にNPOだけがNPOの事を分かっているんだろうかというのは一つ疑問に思ってもいいのかなと思っております。

#### 武田みやぎNPOプラザ館長

はい。そこで、NPOのなかでも中間支援というミッションを持ってそれを実行しているところに絞られてくるのかなと思います。

#### 加藤委員

さっきの小島さんの質問と今の御質問と関係がある非常に大事なことなので、一言発言しておきたいと思うのですが、中間支援という言い方は、大久保さんも嫌いだから何とか直せといたりするんですが、これは中間と支援の2つに分けてお考えいただくとう良くて、中間というのはインターメディアリーということで、要するに仲介をするということ。社会から主に活動のリソースを調達してきてこれをNPOに提供するというタイプの部分をインターメディアリーといいます。ここに中間という言葉が使われます。

もう一つの支援というのは、主にマネージメントであるとか経営に関わるいろんな相談にのるということで、当然その中には専門家を擁しているとか専門家とのネットワークがあるということが必要ですが、そういう機能です。日本で今、プラザも仙台市市民活動サポートセンターもできて5年とかおおよそ一番古いので7~8年、新しいので数年、今年できたところから来年作るところまで、日本中に広がっているサポートセンターという形態は、はっきり言って公民館がちょっとでかいだけの話なので、これは要するに、基盤整備時期の過渡的なものだというふうに思います。それで、本質的にNPOや市民セクターを自分たち市民が作っていくこと、もちろん行政や企業はこれを応援して市民社会を創っ

ていくというときの主体となるべきものを、自分たちが行政におねだりして、おすがりして、分からないので教えてくださいと言っていたらいつまでも自己確立ができないわけで、それは僕は市民の仕事だと基本的に思っているの、そういう方向に移行していく過渡期で非常にたくさんの人に無料でたくさんの情報を提供したり、基盤を整備したり、もう一つは多くの団体の情報公開を支援したりするという役目は残念ながらものすごいお金がいるわけ。年間何千万というお金がなければ、例えば日本中のNPO法人のサイトを作って情報公開させることはできないわけですよ。そういうものをアメリカではNPOがやっていて、百万団体の決算書が読めるわけなんですけれども、全部財団がお金を出しているわけです。そういう社会に到達するまで、今のところ行政は直接そういう分野にある程度お金を出さなければこれは無理だろうと。ただし、それは個別のNPOにお金をばらまくという政策とは全然違う基盤整備の仕事なんだし、能力アップのための仕事なんだと私は考えて、この指定管理者の問題も基本的にはそういう方向に移行するための一プロセスであり、そういう能力を市民組織が高めていく。もう一つは、さっき外郭団体や財団・社団というお話しがあったのですが、いいところもたくさんあったと思うんですが、残念ながら自分たちの業界の利益であるとか、自分たちの組織の利益を優先してしまうような運営が場合によっては行われてきたというのが事実だとしたら、NPOは試金石ですね。それと同じことをやるのか、それとも条例や公共性の高い元々の使命に基づき、行政側との契約に基づいて公共性の高い公平性の高い運営をしてみせることができるのかということが当然ながら問われていると。初めから、NPOだからできるということはないと思いますので、それは常に検証されていかなければならないと思っています。

山田会長

今のお話しですと、必ずしも優れた、いわゆる支援機能を持つNPOが管理に当たることを100%期待するわけにはいかないだろうという・・・。

大久保委員

本当にそうだと思います。私たちも、このプラザを企画提案するときに、すべてに対して専門的な知識を持って相談に対応しますとは書きませんでした。いっぱい専門家を知っていることで、繋ぐということを提案しました。専門性が必要になってくる部分がたくさん出てきています。特に会計部門。税務部門。これは、経験したから分かるというものではなくて、やはり専門性が必要な部分がかなりあります。そういったところは、繋ぐということをちゃんとやっていける団体であればいいと思います。ですから、すべてを兼ね備えて力を持っている団体というものを要求することは、逆に言えば、日本の中でもかなり厳しい状況になるのではないかというふうに思います。なので、やはり要求に対して、希望することに対して、以下に満足させるためのサポートができるかということが一つの要件になるのではないかと思います。

それから、NPO法人だからすべてのNPOのことを理解するかといったらそうではないと思いますし、やはりそこは知るだけの努力をする団体か、繋ぐだけの努力をする団体かということが求められるのではないかと思います。

#### 山田会長

今、お二人のお話で、管理者の役割・性格のようなものが提示されたわけですが、そういうNPOであれば宮城県内にはもちろん存在すると思うわけですが、そういった条件下で指定管理者制度に踏み切ってよろしいかどうかというのが問われていると思うのですが、いかがでしょうか。

#### 大森委員

今日の議論の一番最初に櫻井さんが、パートナーシップがどうだったのかということの議論から始まって、そのパートナーシップという言葉のとらえ方、定義というものが皆さん共通ではないのだなという感じはいたしました。ただ、広い形でとらえれば、友好的か対立的かというお話もありましたが、対立的でもパートナーシップなんだろうなと思いますし、一つの試みをして指定管理者制度を導入するということについては、これも一つのパートナーシップの形なんだろうなという受け止め方もできるのではないかなと議論を伺いながら感じました。皆さんが一番今までの問題として問題だということで御指摘をなさっているのが、誰が管理責任を負うのかということの責任の一本化という問題が一つあるんだということでありますから、この際、一つのパートナーシップの形としてやる価値は十分あるんだだろうなというふうに感じております。ただ、一つ。先ほど木村さんから石巻の話も出ましたが、石巻のNPOセンターで我々はやっているわけですが、先ほどの話にもありまして、理事がそれぞれ忙しかつたりなんかするということで、私も非常に欠席しがちだったりするんですけども、ある意味では、NPOは危ういという部分は確かに持っていると思うんですね。もちろん、我々だけが危ういので、他の方は危うくないのかも知れませんが、危ういというのは手探りでやるという部分がどうしてもありまして、これどうしようというようなことの中で、じゃあやろうとか、ちょっとできないんじゃないかというような議論の中で手探りでやっているという部分があるわけです。我々石巻の場合ですと、我々のNPOが何らかの形で機能しなくなったときに、他のNPOでやれる団体があるのかということやちょっと考えますと、その時はその時で何かが出てくるんだらうと思いますけれども、ちょっとどうにもならないんじゃないかなという気がするところもあるわけです。そういう意味では、たくさんのそういうNPOを育てるといえるのか、ここは結構力があるだろうということだけではなくて、それとある意味拮抗するようなNPOもどんどん育っていかないと、本当の意味でのNPOの健全な社会が生まれないだろうなという気がするのです。そういう意味では先ほどの公共性云々という話もありましたが、できるだけ選択肢が多い中で始まるのが一番いいのかなという気がいたします。現状はどうなのか分かりませんが、そういうことも我々としては念頭に置いて行かなくちゃいけないのではないかなというふうに感じております。

#### 木村委員

大変に新しい試み、要は、パートナーシップ型から今回新しい試みでやっていく大事な議論なので、慎重に話を進めなくてはいけないと思うのですが、スケジュールもこのように決まっているということで、一つのアイデアというか、今、現行にあるNPOということや先ほどもおっしゃっているし、あと中間支援という仕事がきちんとできるかどうか

という判定基準があったりすると、実際、私の知っている範囲でも非常に少ないと。大森委員がおっしゃったように、育ちきるまでのNPOがどれくらいできてるかといったら、まだ本当に選択肢は少ないのかなと。ただ、どうしても組織というものはリーダーが交代する時期が来ると思うんです。今は、それぞれのある程度見当のつくNPOがリーダーとしてすばらしい力を発揮して、そして、そのリーダーの下に集まっている色のあるNPOがいくつかあるとするならば、その次世代できちんとその組織が、リーダーが何かの都合でリーダーたらんとできなくなったときにもきちんと世代交代できるようになるというのがすごく今の私たちの団体でも課題になっていると思うんです。何を言いたいかという、商工会議所もそうなんです、商工会議所の運営に市の職員がはさまっているかといったらそうではない。現実的には、商工業のサポート支援をするために専門のスタッフを配置し、そのスタッフの中でその他に民間からきちんと会頭を選び出して運営していくということで、これは一つの提案なんです、これまでの中間支援のNPOだけではなくて、一つのプロジェクトXみたいな形で、宮城県の独自の手法で、新たに指定管理者とならんとするような、例えばですけれども、すごく頑張っているNPOの皆さんに声をかけて、新しいNPOというか受託できるような力のある組織を作ってみるのも一つの手なのかなと。これは時間もないし、難しい話だとは思いますが、やはり、ある程度、そのリーダーはすごく素晴らしいんだけど、その下でなかなか育ちきれていないのであれば、そういうことも今後政策的に考えていく必要もあるのかなと思うので、そういう部分でぜひ行政は今後もずっと強めに関わっていただけたらなと思いました。

#### 藤田委員

今日は大事な話し合いなので、一人一人意見を述べられたらいいと思いますが、私は感想を述べさせていただきます。

この席に着く最初は、どちらがいいのかと迷っておりました。しかし、皆様方の意見を聞いたり、あるいは資料1の改訂版を見させていただいたときに、「えっ。どうしてこんなに行政とNPOの評価が違うのかしら」というのが正直な感想でした。

もう一つ印象に残っているのが、みやぎNPOプラザというのは、行政とNPOとがパートナーシップを組んで運営していくその実験体であったというのがすごく印象に残っているのですが、その実験の結果3年間の実験の結果が、こういう結果に表れて、多分行政の限界が見えてきたのではないかなと思うんですね。行政が手を出している限りはどうしてもできない部分がある、そこをNPOが変わって全面的に運営していく。そういう形を提案してきたのかなと私は受け止めまして、指定管理者制度もやってみていいのではないかと。ただし、その時に私はあくまでもそれを担う団体はNPOというふうに限定していただきたい。その理由は、まだまだ育てないNPO、支援センターはいくつかあると思うのですが、しかしながらNPOというのは、自分がまだ十分ではなくても、こうしたいという理想を持って進んでいけば、なんとかかんとか組織を立て直すか、あるいは人を巻き込んで行く中で成長していくんですね。ですから、NPOを支援するという立場を貫いて、多少未熟だなと思ってても、民間企業と比較すれば未熟なのは確かですが、そこらへん、これから成長するという事を見計らってというか、推測して、NPOのいくつかの団体から管理者を選定するという方向に行っていただけたらと思います。

佐々木委員

一人ひとと言という話もありましたので、私も話をさせてもらいたいと思います。多分、このNPOプラザの運営を民間に当てはめて考えると、フランチャイズでいえば、下で働くルーチンワークをする人は時給800円、そのお店のマネージャーは、多分月給50万円なんですね。で、そのフランチャイズをやっている上の運営者は月給300万円取っていると思うんですよ。多分、いっちゃ悪いですけど、お掃除やっているとルーチンワークは、NPOに任せるのが楽だと思うんです。ところが、マネージャーや店長クラスは、やはり人と物と金をマネジメントする人というのを作っていくところまではできるのかなと思ったのですが、これをよく見て、NPOプラザの運営を全部見ると、基盤整備というのは店長レベルではなくて、その全体の経営陣の仕事も半分やらなければいけないと思うんです。そういったときに、本当にそれらができる人の金額といたら馬鹿高いものになると思うんです。それを考えて、それをNPOに委託するというのは金額的な部分というか、状況的な部分で難しいのかなとずっと考えていました。ただ、さっきのお話のとおり、加藤委員から、過渡期なのでというお話がありましたが、多分そこらへんの上の話については中間支援という言葉は悪いのでしょうかけれども、中間的に支援する団体をお願いしてやっていくということであればうまくいくのかなと思いますが、そういう大きな部分までお願いしてしまうということに対しての責任の部分とお金の部分、それに見合う人をあてがうという部分といった難しい部分が残っちゃうのかなというところが心配です。

山田会長

他にいかがでしょうか。

櫻井委員

さっきの公共性の部分で、これはNPOの問題で、市民が関与できる従来の公共施設と比べると、やはりNPOの関与の余地というのはあっていいんだろうと思います。ただ、やはり、いろいろ今の委員の皆さんの御意見を聞くとかなり不安な面が多くて、プラザの運営協議会の結論とはかなり差があるように見えました。

一点だけお願いしたいのは、この提案の中にもありましたが、運営協議会です。これはぜひ置いていただきたい。つまり、その権限と公共性保証の唯一の担保ですね。ここが。つまり、利用者が指定管理団体となったNPOをどう評価するのか、ここだけはしっかり押さえていただきたい。どういう中身かはこれからとして、運営協議会の設置を、ここは私個人からはお願いしたい。

それと、促進委員会との二重構造みたいになりますが、僕はやはり現場にいる人の声が一番大事だと思いますので、促進委員会で意見を聞くことにしても運営協議会を今までのような形で置いた方がいいのではないかと。それから、運営協議会の中に行政が関わるかどうかというのは、ちょっと私は今までの議論を聞いていると、本当はそこに入るべきだと思っているのですが、このへんはちょっと、この2、3分では結論が出せません。とにかく、運営協議会の中で利用者の声、指定管理者にどれくらい意見を言えるのかというのは

不明ですが、その権限の問題も含めて、その設置だけを、公共性を担保していく上でお願いできないかということだけ申し上げておきたいと思います。

小島委員

これは、条例を作ることになるわけですね。スケジュール表を見ますと、8月10日までに個別条例を作って9月議会に挙げるということになってはいますが、もう2週間しかないわけですから叩き台くらい出てくるのかなと思ったら、案がちょっと出てきただけで、具体的内容が分からないので、今の運営協議会の性格付けも含めて、行政がどの程度管理するのかしないのか、具体的な条例の内容がどうなるのかってことはすごく大事なんじゃないかと思うのですが、これはどこで議論することになるのでしょうか。

渡邊環境生活部次長

資料でもお示ししましたように、今のNPOプラザにも設置条例はございます。これを、もう一つの資料に柱をプロットいたしましたので、それを勘案する形で作らせていただきます。案はほぼできております。議会との関係がございまして、議案そのものを皆さんにお諮りすることができないので、このような資料の提示をさせていただきました。

それと、個別条例や規則があります。それから、選考の基準があります。こういうルールに則って、指定管理者は管理運営をしなければいけないということと、運営協議会で御議論いただいて、決定いただいたことについては沿っていただくということが先ほどの提案書にもあったと思いますが、そのことが一つ。それから、促進室との関係がございます。マネージメントに関しては、NPOはまだまだというところもありますけれども、専門性や創造性について考えれば、県の職員以上の機能の発揮も期待されるわけですし、当面はでこぼこがあるであろうと見ていますが、ルール、そして運営協議会の皆さんの知恵、促進室との協働との中で、また、利用する方々の声を通して何とかスタートしていけたらなと考えております。

木村委員

最後にひと言だけ御発言をさせていただきます。先ほどの佐々木委員の御発言に私も同感でございます。一つの経営をするという、しかも、きちっとした施設で、県の担い手、NPOの担い手となり、なおかつ、県内全域の大きい団体小さい団体グループの果てまで、そういう皆さんの憩いの場というか拠り所というか、そういう部分のみやぎNPOプラザであるわけですので、それをあるNPOが指定管理者として担うというのはものすごく大きい宿題だと思うし課題だと思います。しかも、大事な予算を頂戴して、大事な税金を使って管理をするという部分において。理想だけですむことではない。やはり、現実的に多分に起承転結いろいろな問題が起こると思いますので、その経営力というものを十分にみていただき、きちっとしたマネージメントができるということを必ず審査基準の中で強く私は念じたいと思います。そうでないと、民間で今一生懸命、本当に苦しい中で商売をやっている人間もいっぱいいるわけです。それと、NPOはじゃあ優遇されるからという部分は違うと思いますので、もちろん、民のためのサービスという部分では、NPOも民間も変わらないと思いますので、ぜひ、大事なお金を使ってNPOプラザをしっかりと運営して

いただける ,そういうNPOの指定管理者になっていただけるように心からお願いします。

山田会長

はい。それではまとめさせていただきます。

皆さんの御意見は、基本的には指定管理者制度やむなしという結論だろうと思います。ただし、その管理者の選定に当たっては、その役割、資質について十分注意をして選定していただきたいというのが一点目。

それから、二点目としては、やはり県としてNPO支援の拠点であるNPOプラザに対してしっかりした姿勢で臨んでいただきたいというのが二つ目としてあると思います。

三つ目は、運営協議会の役割についてありました。もちろん多くの他の意見もあったと思いますが、基本的にはその三つであったかと思しますので、その3点に留意して指定管理者制度に入っていればというふうに思います。

それから、パートナーシップ運営の話がありましたが、これは多少私の主観が入るとは思いますけれども、要は、表現が悪いのですが、絵に描いたもちであって、構想は良かったんだけど、それを具体化するための基盤や条件とかそういったものがきちんと、具体的な設計図がまずかったという状況であったということを私自身思っております。

以上、そういった形で進めていただければというふうに思いますが、よろしいですね。ということで、今日の議題はこれ一つですので、これで終わらせていただきたいと思えます。長時間ありがとうございました。

事務局

以上を持ちまして、第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。